長崎県告示第618号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和８年10月30日

長崎県知事　平田　研

１　調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

①　８入札第118号	電子計算機ネットワークシステム(標準(40+1))(長崎・県央・島原地区)ほか		
	電子計算機ネットワークシステム（標準（40+1））（長崎・県央・島原地区）		２組
	電子計算機ネットワークシステム（PGM（24+1））（長崎・県央・島原地区）		１組
②　８入札第119号	電子計算機ネットワークシステム（PGM（41+1））（県北地区）ほか		
	電子計算機ネットワークシステム（PGM（41+1））（県北地区）		１組
	電子計算機ネットワークシステム（標準（40+1））（県北地区）		１組
③　８入札第120号	電子計算機ネットワークシステム（標準（20+1））（特別支援学校）ほか		
	電子計算機ネットワークシステム（標準（20+1））（特別支援学校）		１組
	電子計算機ネットワークシステム（標準（4+1））（特別支援学校）		１組
	電子計算機ネットワークシステム（標準（8+1））（特別支援学校）		１組

２　競争入札に参加することができない者

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しないものである。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

⑶　この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

⑷　競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

⑸　営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

⑹　原則として１年以上の営業実績を有しない者

３　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

⑴　申請の時期

この告示の日から令和８年11月19日までとする。

⑵　申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から⑸に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

⑶　申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。

ア　法人にあっては、次の(ｱ)及び(ｲ)

(ｱ)　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(ｲ)　前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ　個人にあっては、次の(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)

(ｱ)　本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書

(ｲ)　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ｳ)　前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ　都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

エ　消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ　営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ　印鑑届（様式第２号）

キ　口座振替申込書（様式第３号）

ク　取扱品目明細書（様式第４号）
ケ　代理店、特約店等の契約明細書（様式第５号）
コ　物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第９号）
サ　その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850－8570 長崎市尾上町３－１
〔名称〕長崎県出納局物品管理室
〔電話〕095－895－2884
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕https://treasury.pref.nagasaki.jp/

4　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第６号）により通知（郵送）する。

5　指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第４条第１項第８号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人及び同条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第２条第１項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して 15 日（15 日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第 43 号）第１条第１項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第 10 号）を提出しなければならない。

6　３の(2)、３の(3)のカからコまで、４及び５に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7　資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 10 年９月 30 日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 10 年７月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8　資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が２の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が２の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。